

安来市中小企業者等デジタル化支援事業費補助金

Q & A

※内容は随時更新します。

Q 1	補助対象者は？
市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者・個人事業主が対象です。	
Q 2	「主たる事業所」の判断は？
法人の場合は登記簿等、個人事業主の場合は納税地により判断をします。	
Q 3	市内で複数店舗を営業しているが、店舗ごとに申請をすることは可能ですか。
1 事業者 1 回のみとなりますので、店舗ごとの申請はできません。	
Q 4	どのような事業が補助対象となりますか。
賃上げ原資の確保、事業継続及び生産性向上を目的としたデジタル化に係る事業が対象です。デジタル化が伴わないものは対象になりません。 詳しい具体例は申請要領をご覧ください。	
Q 5	設備の買換・更新等は対象となりますか。
単なるシステムの更新、設備の買換等は対象外です。 追加機能に該当する部分が補助対象事業として認められる場合もありますので、定住産業課までご相談ください。 なお、パソコンやタブレット等、汎用性が高く補助対象事業の目的以外にも使用できる機器については、新規購入も対象外となります。	
Q 6	事業実施期間はいつまでですか。
事業完了後 1 カ月以内または令和 8 年 1 2 月 2 8 日のいずれか早い日までに、支払、納品を完了し、実績報告を必ず行ってください。完了していない場合の経費等は補助対象外となります。	
Q 7	既に実施した事業については対象になりますか。
対象になりません。交付決定日以降に着手（発注や契約等）するものが対象となります。	
Q 8	事業を行っている際、価格変動等の影響による金額の変更や事業内容の変更等が生じた場合はどうしたらよいですか。
変更申請が必要となる場合がありますので、定住産業課までお問合せください。なお、補助金の増額は行いません。	
Q 9	購入時に見積額よりも安価での購入となった場合、追加購入や異なる備品等を購入してよいですか。
申請内容を上回る数の購入や申請とは異なる新たなものの購入は認められません。	
Q 10	申請要領 P. 2 の対象とならない経費の中に、「ホームページの作成、リニューアル等に関する経費※別に助成制度を設けています」と記載されているが、別の助成制度とはどういうものですか。

産業サポートネットやすぎの補助制度「プロモーション支援補助金」です。ホームページの開設又は一新などが対象になる制度です。

<https://yasugi-ssy.net/new-product/70/>

Q11 ネット回線の引き込みは対象となりますか。

工事費については対象外です。ネット回線の引き込みにかかる経費のうち、一部対象経費となる可能性があるため、定住産業課までご相談ください。